

# 札幌市議団ニュース

2011年10月18日 No.45

日本共産党市議団事務局発行  
電話 211-3221 FAX218-5124

## 第3回定例議会 決算特別委員会・論戦特集 ③

### ＜伊藤議員＞精神疾患などの病気にならない職場づくりを

本市職員の休務・休職者は、2010年度で361人、うち総合失調症やうつなどの精神疾患は161人。この10年間で約2倍も増えています。

伊藤議員は「精神疾患の原因特定は難しいが、職場環境との関連が大きいのではないか」と質しました。谷江職員部長は「原因は特定できない」の答弁に終始しました。

伊藤議員は「原因には様々な要因があるにせよ、本市が庁内で実施しているメンタルヘルス相談件数（2010年度）をみると、職場での悩みごと相談室では、本人および本人の所属する上司などからの相談件数の方が、家族からの相談件数より圧倒的に多くなっている。また、相談内容も、仕事の悩み、人間関係、パワハラ（本人）、勤務態度、不適合、本人との接し方、仕事の能率低下・ミスなど（上司など）となっており、仕事の悩み、職場の悩みが多いことは明らか。この結果をどう受け止めているか、やはり職場の問題が大きい」とし、さらに成果主義や裁量労働制といった新しい働き方が広がる中でうつ病に追い込まれる実態にスポットをあてた2007年放送の『30代のうつ～会社で何が起きているか～』（NHK）も紹介しながら「職場環境の改善や働き方に着目すべきだ。元気に働ける職場にするためにも、人間として大事にされる、悩みがあったら相談できる人間関係や仕事のストレスが癒されるような職場環境づくりで精神疾患を予防する対策を検討し、精神疾患などの病気にならない職場づくりを進めることが重要だ」と求めました。（10/14）

### ＜小形議員＞非常勤行政委員の報酬は月額でなく日額に！

昨年、札幌市では選挙管理委員の報酬日額化は実施されましたが、人事委員、監査委員など他の非常勤行政委員については、月額報酬のままに据え置かれています。

小形議員は、この問題を取り上げ「非常勤委員の報酬は、『地方自治法』第203条の2第2項で『その勤務日数に応じてこれを支給する』と日額で支給することを原則としつつ、『特別の定め』をした場合は、報酬月額も可能としています。そこで、本市の人事委員、および監査委員の勤務実態についてですが、各々1年間で87日、61日となっており、常勤とは明らかに違います。時給換算したらいくらになるか」と迫りました。

谷江職員部長は「……」。委員長に何度も答弁を求められるも答えられず、計算のため質疑中断…。対応のまずさに委員会室は騒然となりました。

小形議員は、市側の議会軽視とも取れる無責任な態度を厳しく糾弾し、「大阪市ではすべての行政委員の日額化を、名古屋では農業委員以外の全てで日額化を、“勤務に対する給付として著しく不合理”という理由で、それぞれ今年度から実施している。最高裁判決を待つまでもなく、本市非常勤行政委員の月額報酬も見直し、日額とすべきだ」と強く求めました。（10/14）